

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面に記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面に記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、満期日を預入日の2年後の応答日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として、次により取扱います。

- A. 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」という。）に届出の印章により記名押印して、証書とともに証書表面に記載の取扱店に提出してください。

当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

- B. 中間利払日から満期の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

- (4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、5(3)A、B(a)から(f)およびC(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、5(3)A、B(a)から(f)およびC(a)から(e)の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (3) (1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) (3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前3項に基づく取引等の制限を解除します。

5. (譲渡)

- (1) この預金は、利息（未払いの中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。

- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

- A. 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なくこの証書とともに証書表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

- B. 当行は、提出された証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

- (3) この預金は、次の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方がBまたはCに該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

- A. 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

- B. 預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- (a) 暴力団
- (b) 暴力団員
- (c) 暴力団準構成員
- (d) 暴力団関係企業

- (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (f) その他前記AからEに準ずる者
- C. 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他前記(a)から(d)に準ずる行為
- (4) この預金を質入れする場合には、(3)が準用されるものとします。
6. (預金の解約)
- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
 - (2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して証書表面に記載の取扱店に提出してください。
 - (3) (2)の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
 - (4) 次の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - A. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - B. 4(1)から(4)までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合。
 - C. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または4(1)もしくは(3)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
 - D. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - E. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - F. 前記AからEの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
7. (届出事項の変更、証書の再発行等)
- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書表面に記載の取扱店に届出てください。
 - (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (3) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
8. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
 - (4) (3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
 - (5) (4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
9. (印鑑照合)
- 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- なお、預金者(個人に限る)は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約の額に相当
10. (盗難証書による解約等)
- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な解約(以下、本条において「当該解約」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(個人に限る)は当行に対して当該解約の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - A. 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - B. 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - C. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) (1)の請求がなされた場合、当該解約が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた解約の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該解約が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) (2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金解約が行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- A. 当該解約が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- (a) 当該解約が預金者の重大な過失により行われたこと
- (b) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- (c) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- B. 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に解約を行っている場合には、この解約を行った金額の限度において、(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該解約を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が(2)の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な解約を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1.1. (預金保険制度の対象について)

この預金は、預金保険の対象商品とはなっておりません。

1.2. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者(この預金者の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。)の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- A. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して直ちに証書表面記載の取扱店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- B. Aの充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- C. Aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- A. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- B. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.3. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

1.4. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上